

東京都 受験生 令和2年度 チャレンジ支援貸付事業

東京都がお子さんの進学を支援します！

令和2年4月から中学3年生・高校3年生（既卒者含む）の
塾・受験料の貸付を無利子で行います。

○塾費用：20万円限度（中3・高3共通）

（季節講習、添削を伴う通信教育も可。家庭教師は除く。）

・全日制・通信制・定時制高校等…27,400円限度

（1校23,000円を上限に4校まで）

●受験料：

・大学・短大・専門学校等…80,000円限度

合格し、進学後の償還免除申請の手続きにより、

貸付金全額の返済が免除されます。

※進学されなかった場合、償還免除申立により、返済が免除される場合があります。

塾費用・受験料の初めてのご相談（説明）・受付は

令和2年4月1日（水）から令和3年1月29日（金）まで

武蔵村山市社会福祉協議会で個人面談方式にて行っております。

面談では本事業についてのご相談（説明）を行い、借受人に必要な書類の配付、東京都へ提出する申込書類作成のお手伝いをします。（償還免除申請手続きまで何度かの来所が必要です）

面談には相応の時間を要しますので、面談日時の「事前予約」をお願いします。

原則、世帯の中で収入の多い方が借受人となります。申込書類提出までに借受人と一度面談できれば、初めてのご相談・その後の手続きは代理人でも構いません。

お問い合わせ・面談予約はこちら。

面
談
場
所

社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会

受験生チャレンジ支援窓口

☎042-566-0061

武蔵村山市学園4-5-1 市民総合センター2階

窓口開設時間（面談は予約優先となります。）

月～金曜日（年末年始・祝祭日除く）

午前9時から午後5時まで

※令和2年10月から令和3年2月までの第1・第3木曜日は午後7時まで



こころん

武蔵村山市社会福祉協議会
マスコットキャラクター

裏面の対象要件をご確認ください

東京都 受験生チャレンジ支援貸付事業

中3・高3（それぞれ準じるかた含む）対象要件は以下のとおりです。
ご不明な点や質問等はお気軽にお問い合わせください。

申込対象要件（次のすべてに該当するかた）

- 1 世帯の生計中心者（20歳以上）であり、申請手続きに武蔵村山市社会福祉協議会に1回は来所出来ること
- 2 世帯（父母等養育者）の総収入又は合計所得金額を合算した金額が一定の基準以下であること
収入要件は最新の課税証明書（4・5月の申請は源泉徴収票）で確認します。
下記の表に基づき総収入又は合計所得金額が基準額以下であれば対象になります。

	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
総収入	一般世帯	2,717,000円	3,343,000円	3,864,000円	4,415,000円	4,983,000円
	ひとり親世帯	3,018,000円	3,788,000円	4,415,000円	4,832,000円	5,412,000円
合計所得金額	一般世帯	1,722,000円	2,160,000円	2,551,000円	2,992,000円	3,446,000円
	ひとり親世帯	1,933,000円	2,850,000円	2,992,000円	3,325,000円	3,789,000円

- ※世帯人数とは、父母等養育者と令和2年4月1日時点で18歳未満（借入申込書提出時に就労中・無職の場合は除く。ただし、未就学児は除かない）の子供と18歳以上の就学中（浪人生を含む）の子供を指します。
- ※賃貸物件に居住の場合は、年額上限84万円（月額上限7万円）を限度に、家賃支払額を本人収入額から減額できる場合があります。
- ※営業所得など、給与収入や年金収入以外の所得がある場合等には、総所得で確認します。（家賃分の減額はできません。）
- 3 預貯金等資産の世帯内合計保有額（世帯人数分）が600万円以下であること
 - 4 土地・建物を所有していないこと（ただし、現在居住している場所は除く。）
※不動産所得がある場合は、対象とならない場合がありますので、窓口にご確認ください。
 - 5 東京都内に引き続き1年以上在住（住民登録）していること
 - 6 生活保護受給世帯の世帯主又は世帯員でないこと
 - 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の世帯員ではないこと
 - 8 同一世帯でない連帯保証人（1名）を確保できること。（確保できない場合はご相談ください。）
※連帯保証人になれるかたは、上記の「総収入基準表」の基準額以上の収入があるかたです。
 - 9 他の公的資金（本資金を含む）の借受人や連帯保証人になっている場合、債務の滞納がないこと

～ご利用の流れ～

- ①電話で予約の上、武蔵村山市社会福祉協議会に来所
・本事業の対象になるか確認（最新の課税証明書が必要です）
・申請書類等の説明
- ②申請書類を揃え、武蔵村山市社会福祉協議会に来所
- ③東京都社会福祉協議会による貸付審査・決定
貸付決定後、東京都社会福祉協議会より貸付決定通知書及び借用書の送付
※②～⑥の流れは1ヶ月半～2ヶ月かかります
- ④借用書・印鑑登録証明書を準備
・借用書の記入＝借受人、連帯保証人
・印鑑登録証明書＝借受人、連帯保証人
※印鑑登録証明書は発行日から3か月以内です、
- ⑤武蔵村山市社会福祉協議会へ提出
- ⑥東京都社会福祉協議会より貸付金送金
・借受人の口座に貸付金送金（指定口座振込）
- ⑦塾費用の納入証明、受験料の領収書の提出